

● 6月3日、ネパール政府がネパール入国後の新たな検疫措置について発表しました。同措置のうち、日本人に関係のある箇所は、以下のとおりです。

### ネパール入国後の検疫措置について（6月3日現在）

#### 1 ネパール政府によるネパール入国後の検疫措置の内容

（1）ネパールに入国する全ての者は出発前72時間以内に取得したPCR検査の陰性証明書を取得する必要がある。

（2）ネパール入国後はネパール政府が指定するホテルで10日間の隔離を行う必要がある。ネパールへの入国者は事前に自費でホテルを予約し、ネパール入国時に予約証を提示する必要がある。ネパール政府がネパール入国後の隔離施設として指定しているホテルのリストは、以下のとおり。

（ネパール政府がネパール入国後の隔離施設として指定しているホテルリスト）

<https://trade.welcomenepal.com/wp-content/uploads/2021/06/New-Revised-Qt-Htl-DOT.pdf>

（3）ネパールに入国する全ての者はネパール入国後4日目と11日目にPCR検査を受ける必要がある（ネパール政府が指定するホテルで隔離を行う場合は同施設内で受検することとなります。自身で検査予約をする必要はございませんが、検査費用は自己負担となります）。

（4）葬儀への参加目的等、緊急の理由がありネパールに入国する場合は自宅における10日間の隔離措置の対象となる（この場合も、ネパール入国後4日目と11日目には自身で手配してPCR検査を受検（自己負担）する必要があります）。

（5）本検疫措置に違反した場合は、新型コロナウイルス感染症危機管理令 2021 に基づき、処罰の対象となる。

2 本発表の詳細については以下のネパール航空当局（CIVIL AVIATION AUTHORITY OF NEPAL）のホームページにて確認出来ます。

<https://caanepal.gov.np/news-detail/post/new-circular-international-airlines>